

宿毛市手話言語条例制定

問 福祉事務所 ☎ 62-1240

宿毛市手話言語条例（4月1日施行）を制定しました。

手話は手指や表情で視覚的に表現する「言語」です。「手話は言語である」という認識を市民の皆さんに広く知っていただき、すべての人が尊重し合い安心して暮らせる社会を目指します。



詳細は宿毛市 HP をご覧ください。

宿毛市 HP

防災気象情報が新しく

問 危機管理課 ☎ 62-1254

5月29日（金）から防災気象情報が新しくなります。大雨や河川氾濫などの危険度を、5段階の警戒レベルで分かりやすくお知らせします。



詳細は気象庁 HP をご覧ください。

気象庁 HP

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

宿毛市犯罪被害者等支援条例制定

問 人権推進課 ☎ 62-1258

犯罪被害に遭われた方やそのご家族は、周囲の無理解や中傷などの二次被害に苦しむこともあります。誰もが安心して暮らせる社会を目指し、「宿毛市犯罪被害者等支援条例」（4月1日施行）を制定しました。市民・事業者の皆さんのご理解とご配慮をお願いします。

犯罪被害者等見舞金制度

犯罪行為により重症病を負った方や亡くなられた方のご遺族に対し、経済的負担の軽減を図ることを目的として見舞金を支給します。

対象 4月1日以降に犯罪行為による被害に遭われた際、市内に住民登録していた被害者またはその遺族

● 遺族見舞金

30万円

※既に重症病見舞金の支給を受けている場合は20万円

● 重症病見舞金

10万円